

文京区立公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

は改正部分を示す。

改正案	現行
<p>第一条から第三条の五まで 省略 <u>(運動施設の敷地面積の基準)</u></p> <p><u>第三条の五の二 一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を超えてはならない。</u></p> <p>第三条の六から第十条まで 省略 (仮設の施設)</p> <p>第十条の二 <u>令第十二条第二項第十号</u>に規定する条例で定める仮設の施設は、文京区立礫川公園に設ける保育施設とする。</p> <p>第十一条から第二十五条まで 省略 (権限の代行)</p> <p>第二十六条 <u>法第五条の十一</u>の規定により区長に代わつてその権限を行う者は、第二章から第六章までの規定の適用については、区長とみなす。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>新設</p> <p>(仮設の施設)</p> <p>第十条の二 <u>令第十二条第十号</u>に規定する条例で定める仮設の施設は、文京区立礫川公園に設ける保育施設とする。</p> <p>(権限の代行)</p> <p>第二十六条 <u>法第五条の三</u>の規定により区長に代わつてその権限を行う者は、第二章から第六章までの規定の適用については、区長とみなす。</p>